

7農企第1412号
令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福島市長 馬場 雄基

市町村名 (市町村コード)	福島市 (72010)
地域名 (地域内農業集落名)	荒井・土湯地区 (地蔵原・峠原・野村・台古内・原宿・高土手・目増・若石・竹ノ内・八幡・叭内・土湯)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月31日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農地中間管理機構の利用意向が高く、圃場整備は進んでいる。一方で、農業者の平均年齢72歳と高齢化が進み、後継者不足と担い手が手一杯で耕作を引き受けられない現状であることから、遊休農地の拡大が懸念される。また、農業機械の更新や水路の水不足の解決が喫緊の課題である。

【地域の基礎データ】

当地区に耕作地を持つ認定農業者: 16名

当地区に耕作地を持つ認定新規就農者: 5名

多面的機能保全組合: 1組織

主な作物: 水稻、野菜類

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、野菜類の農業経営を継続し、高収益作物の導入を検討していく。また、地域内外から新規就農者を確保し、農地の集積・集約を進めるとともに、地域全体で保全管理に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	265 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	265 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業上の利用が行われる区域は農振農用地区域内の農地を中心に営農していく区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地保有適格法人等へ農地の集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地を農地中間管理機構等に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集積を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手などのニーズを踏まえ、必要に応じて基盤整備を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者の他、新規参入者や後継者など地域内外から多様な経営体を確保するため、県やJAなどの関係機関と連携しながら地域としてフォローアップしていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】